

第2回朝霞市教育振興基本計画策定委員会

日 時 令和7年8月28日（木） 午後2時～
場 所 朝霞市役所 別館5階 大会議室（手前）

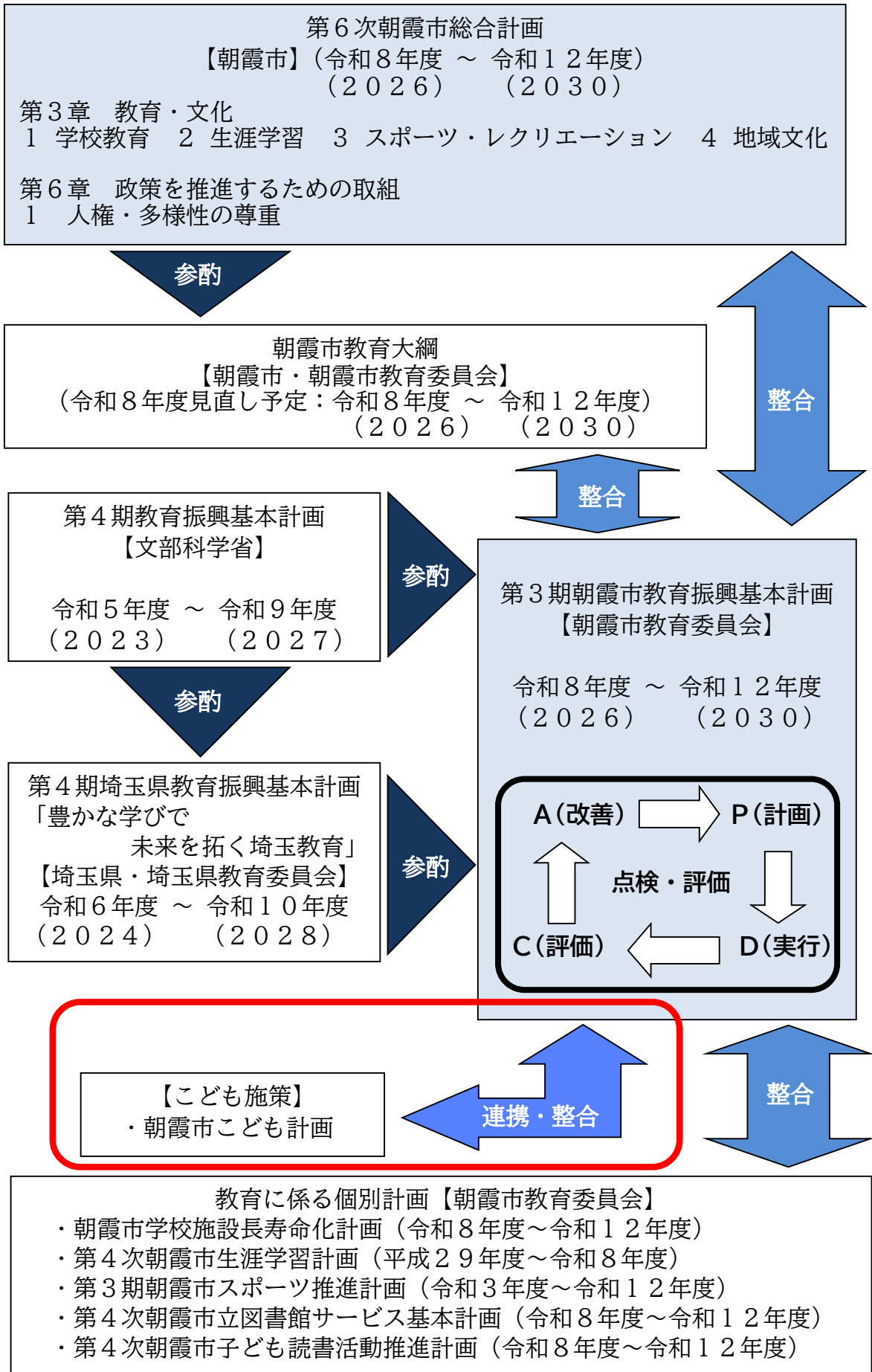
議題

朝霞市教育振興基本計画案の策定について

- ① 前回会議からの修正について
- ② 施策の展開（案）について
- ③ その他

第1章 総論

(4) 計画の位置付け



（3）こどもをめぐる教育的ニーズの多様化

本市小・中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒は増加傾向にあり、令和7年度（2025年度）は平成30年度（2018年度）の約2.2倍の220人超となり、小・中学校の通常の学級においても、通級による指導を受けている児童生徒が増加しています。

さらに、不登校児童生徒が全国的にも増加している中、本市においても増加の傾向にあり、令和6年度（2024年度）の本市の不登校児童生徒は453人となっており、令和5年度（2023年度）の441人からやや増加しています。

加えて、本市における日本語指導が必要な児童生徒（外国籍・日本国籍含む。）は約30人で、10年前の約4.3倍に相当します。こうした中、平成31年（2019年）に新たな在留資格「特定技能」が創設されたことや、令和5年（2023年）に特定技能2号の対象分野追加が決まったことなどから、在留外国人の更なる増加が見込まれ、それに伴い外国人児童生徒の増加も予想されます。

その他、ヤングケアラーや、LGBTQの児童生徒への支援など、教育をめぐるニーズは多様化しており、誰もが分け隔てなく同じ場で共に学ぶインクルーシブ教育への対応が求められています。

また、令和5年（2023年）4月には、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されたことにより、こどもが持つ権利を尊重し、一人一人の状況に応じた支援が求められています。

（4）教職員を取り巻く状況の変化

我が国の教員の勤務時間はOECDによる調査では、調査参加国の中で最長であり、教職員の児童生徒への献身的な姿勢とともに、社会の変化や要請を踏まえ、学校の役割が拡大し、教職員の負担が増加していることが指摘されています。

また、いわゆる超過勤務に相当する時間外在校等時間が、本市の「学校における働き方改革基本方針」の目標である月45時間以内の教職員割合は、令和7年3月では、86.1%、年360時間以内の教職員割合は56.9%となっており、時間外在校等時間の一層の縮減が課題となっています。

加えて、近年の大量退職等に伴う採用者数の増加や、教員採用選考試験の受験者数の減少、特別支援学級の増加等による教職員ニーズの高まり等により、教員不足といった課題も生じていることから、学校における働き方改革の更なる推進と併せて、教職の魅力の向上が求められています。

第2章 施策の展開（案）

- 施策の体系
- 基本目標 1
- 基本目標 2
- 基本目標 3
- 基本目標 4
- 基本目標 5
- 基本目標 6
- 基本目標 7
- 基本目標 8
- 基本目標 9
- 基本目標10
- 基本目標11
- 基本目標12
- 基本目標13



朝霞市キャラクター
「ぽぽたん」

第2章 施策の展開

施策の体系

学校教育

基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成

施策（5）	主な取組（22）
（1）豊かな心を育む教育の推進	（ア）道徳教育の充実 （イ）社会の一員として活躍できる力の育成 （ウ）体験活動などの推進 （エ）読書活動の推進【再掲：2-1-（オ）】
（2）いじめ・不登校対策の推進	（ア）いじめ防止対策の推進 （イ）教育相談体制の充実【一部再掲：3-2-（ウ）】 （ウ）不登校児童生徒への支援 （エ）家庭・地域・関係諸機関との連携 （オ）様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1-3-（オ）】
（3）こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実	（ア）こどもたちの意見を反映した教育活動 （イ）学校教育における人権教育の推進 （ウ）庁内関係課と連携した人権活動の推進 （エ）児童虐待防止教育の推進 （オ）様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1-2-（オ）】 （カ）教職員等による児童生徒への性暴力等根絶の取組
（4）体力の向上と学校体育活動の推進	（ア）児童生徒の体力の向上 （イ）学校体育の充実 （ウ）持続可能な部活動の運営
（5）健康の保持・増進	（ア）健康教育の充実 （イ）学校保健活動の充実 （ウ）食に関する指導、食育の推進 （エ）児童生徒の健康の保持増進

第2章 施策の展開

基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

施策（5）	主な取組（17）
（1）個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実	（ア）児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践 （イ）指導方法の工夫改善 （ウ）主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善 （エ）小・中学校9年間の一貫した教育の推進 （オ）読書活動の推進【再掲：1-1-(エ)】
（2）キャリア教育と職業教育の推進	（ア）進路指導の充実 （イ）キャリア教育の推進
（3）伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進	（ア）伝統と文化を尊重する教育の推進 （イ）英語をはじめとした外国語教育の推進 （ウ）日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児童生徒への支援 【再掲：3-1-(カ)、3-3-(イ)】
（4）教育DXの推進	（ア）ICT機器を活用した授業改革と自立した学習者の育成 （イ）情報活用能力の育成 （ウ）校務支援システムによる教育現場の業務改革 （エ）デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実
（5）特別支援教育の推進	（ア）的確な実態把握 （イ）教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施 （ウ）学校教育における学習上・生活上の配慮 【再掲：3-1-(ウ)】

第2章 施策の展開

基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進

施策（3）	主な取組（13）
（1） 共生社会を目指した支援・指導の充実	（ア） 共生社会を目指した多様な学びの場の充実 （イ） 体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進 （ウ） 学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲：2-5-(ウ)】 （エ） 持続可能な開発のための教育（E S D） （オ） 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲：3-3-(ウ)】 （カ） 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児童生徒への支援【再掲：2-3-(ウ)、3-3-(イ)】
（2） 学校に行きづらい児童生徒への支援の推進	（ア） 学校に行きづらくなっている子どもたちの居場所づくり （イ） 一貫した支援体制【一部再掲：3-3-(エ)】 （ウ） 教育相談体制の充実【一部再掲：1-2-(イ)】
（3） 一人一人の状況に応じた支援	（ア） 就学に対する援助の充実 （イ） 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児童生徒への支援【再掲：2-3-(ウ)、3-1-(カ)】 （ウ） 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲：3-1-(オ)】 （エ） 一貫した支援体制【一部再掲：3-2-(イ)】

第2章 施策の展開

基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

施策（6）		主な取組（15）
（1）教職員の資質・能力の向上	— E —	（ア）教職員研修と調査研究の充実 （イ）指導技術の共有の推進 （ウ）こどもの権利を大切にする教育
（2）学校の組織・運営の改善	— T —	（ア）学校における働き方改革の推進 （イ）教職員の健康の保持増進
（3）こどもの安全・安心の確保	— T —	（ア）安全教育の推進 （イ）地域ぐるみの学校安全体制の構築 【再掲：6-3-(イ)】
（4）小中一貫教育の推進	— E —	（ア）指導の系統性を意識した学習指導 （イ）関係小・中学校の教職員による合同研修会の開催 （ウ）小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進
（5）適切な教育環境の設定	— T —	（ア）教材、図書等の整備推進 （イ）快適なネットワークの整備
（6）安全・安心で持続可能な学校給食の提供	— E —	（ア）学校給食費の適正な運用 （イ）学校給食センターの適切な運営 （ウ）給食施設・設備の維持管理

基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

施策（4）		主な取組（6）
（1）学校施設・設備の適切な維持管理	— T —	（ア）学校施設・設備の適切な維持管理 （イ）省エネルギー対策の推進
（2）長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施	— T —	（ア）学校施設の改修を計画的に実施 （イ）バリアフリーへの対応
（3）目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施	— — —	（ア）学校施設長寿命化計画に基づく改築の実施
（4）教育課題に対する施設面での解決策の検討	— — —	（ア）教育課題に対する施設面での解決策の検討

第2章 施策の展開

基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上

施策（４）	主な取組（１１）
（１） 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進	（ア） 地域住民や保護者等の学校運営への参画の促進 （イ） 地域とともにある学校づくりの推進 （ウ） 学校評価の効果的な活用
（２） 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備	（ア） 学校と地域との連携・協働による地域クラブ活動への転換 （イ） 外部指導員、専門スタッフ等、地域人材の配置の検討 （ウ） 活動時間や休養日の適正化
（３） 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画	（ア） 学校応援団等と連携・協働した学びの充実 （イ） 地域ぐるみの学校安全体制の構築 【再掲：4-3-(イ)】 （ウ） 青少年健全活動の推進
（４） 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援	（ア） 家庭教育の充実の支援 （イ） 学校施設の開放

生涯学習

基本目標7 生涯にわたる学びの推進

施策（４）	主な取組（７）
（１） 生涯学習推進体制の充実	（ア） 生涯学習推進体制の充実
（２） 学習情報の提供と学習機会の充実	（ア） 生涯学習情報の提供の充実 （イ） I C T化による生涯学習環境の充実
（３） 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用	（ア） 団体、学習グループへの支援の充実 （イ） 地域における文化芸術の機会を提供する人材の活用 （ウ） 学習相談の充実
（４） 放課後のこどもの居場所づくり	（ア） こどもたちの居場所づくりの推進

第2章 施策の展開

基本目標8 学びを支える環境の充実

施策（2）		主な取組（2）
（1）学習活動の支援・充実	———	（ア）公民館・図書館・博物館の充実
（2）利用しやすい施設の提供	———	（ア）公民館・図書館・博物館の整備推進

スポーツ・レクリエーション

基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

施策（4）		主な取組（5）
（1）推進体制の充実	———	（ア）地域全体での推進体制の整備
（2）活動情報の提供の充実	———	（ア）スポーツ活動情報の提供の充実
（3）スポーツ事業の充実	———	（ア）スポーツ行事の充実
（4）豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援	└———┘	（ア）スポーツ団体への支援の充実 （イ）地域におけるスポーツの機会を提供する人材の活用

基本目標10 利用しやすい施設の提供

施策（2）		主な取組（2）
（1）利用しやすい施設の整備	———	（ア）スポーツ施設の整備推進
（2）利用しやすい施設の運営	———	（ア）スポーツ施設の利用促進

第2章 施策の展開

地域文化

基本目標1 1 歴史や伝統の保護・活用

施策（3）	主な取組（4）
（1）文化財の保護・活用・伝承支援	（ア）文化財の保護・活用 （イ）郷土芸能の保護・活用・伝承支援
（2）地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開	（ア）地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開
（3）小・中学校等と連携した学習活動	（ア）小・中学校等と連携した伝統と文化を尊重する学習活動の推進

基本目標1 2 芸術文化の振興

施策（2）	主な取組（4）
（1）芸術文化の活動の充実支援	（ア）芸術と文化に触れ合えるまちづくりに向けた学習の支援 （イ）芸術文化活動の充実支援
（2）発表と鑑賞の機会の充実支援	（ア）発表と鑑賞の機会の充実支援 （イ）芸術作品の展示事業の実施

人権・多様性の尊重

基本目標1 3 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

施策（2）	主な取組（3）
（1）学校教育における人権教育の推進	（ア）教育活動全体を通じた取組の推進 （イ）多様な人権課題に対応した教育
（2）社会教育における人権教育の推進	（ア）人権教育研修会・講演会・講座の開催

第2章 施策の展開

学校教育



目指す姿

こどもに豊かな心と健やかな体を育むとともに、「令和の日本型学校教育」の理念に基づく個別最適な学びと協働的な学びにより持続可能な社会の創り手となる力を身に付け、質の高い学校教育を支える教育環境が充実したまちを目指します。

また、学校・家庭・地域が相互に連携・協働し、地域全体の教育力が向上しているまちを目指します。

基本目標 1 持続可能な社会の創り手の育成

現状と課題

児童生徒一人一人の豊かな心と健やかな体の育成を目指し、発達段階に応じた支援や教育活動を行っています。

こどもが将来、社会の形成者となるためには、自己肯定感や規範意識をしっかり育むことが大切です。

また、不登校児童生徒の背景や家庭の考え方が多様化してきており、個々の状況に応じた誰一人取り残されない教育を進めていく必要があります。

施策

- 1 豊かな心を育む教育の推進
- 2 いじめ・不登校対策の推進
- 3 こどもの意見反映を推進するとともに人権を尊重した教育の充実
- 4 体力の向上と学校体育活動の推進
- 5 健康の保持・増進

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成】

施策 1

豊かな心を育む教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 答えが一つではない道徳的な課題にこどもたちが向き合い、考え、議論する態度を育みます。
- (イ) こどもたちに基本的な生活習慣を身に付けさせ、自立心や好ましい人間関係を育みます。
- (ウ) こどもたちの豊かな人間性や社会性を育むため、発達段階に応じた様々な体験活動を推進します。
- (エ) 知識を広め、心を豊かにするため、「朝霞市子ども読書活動推進計画」や「埼玉県子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動を推進します。

■主な取組

(ア) 道徳教育の充実

- 「特別の教科 道徳」において、発達段階に応じ、学校・家庭・地域が一体となった道徳教育の取組を推進するとともに、「彩の国の道徳」の活用を図ります。
- 道徳教育推進教師を中心としながら、校内指導体制の充実を図ります。

写真・イラスト等

(イ) 社会の一員として活躍できる力の育成

- 「埼玉県学力・学習状況調査」の質問紙調査結果を本人・保護者と学校が共有することにより、社会の一員として守らなければならないきまりや行動を身に付け、時と場に応じて自ら考えて行動し、責任ある態度がとれるこどもたちを育みます。

(ウ) 体験活動などの推進

- 学校ファームや朝霞市中学生社会体験チャレンジ事業などの様々な体験活動を推進します。

(エ) 読書活動の推進【再掲：2－1－（オ）】

- 学校における朝読書の充実などを通じ、こどもたちの読書活動を推進します。

第2章 施策の展開

【基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成】

施策 2

いじめ・不登校対策の推進

■施策の方向性

- (ア) いじめは全てのこどもたちに関係する問題であり、どのこどもでも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識の下、「いじめ防止対策推進法」や「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」などにに基づき、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に向けた組織的な取組を進めます。
- (イ) 多様化する家庭環境にあるこどもたちの悩みや課題に寄り添う教育相談活動を行い、きめ細かな支援や指導を行います。
- (ウ) 不登校児童生徒一人一人の可能性を伸ばせるよう、本人の意思を尊重した上で、関係機関と連携し、社会的自立に向けた支援を行います。
- (エ) 家庭・地域及び関係諸機関と連携してこどもたちを取り巻く環境に働きかけることで、こどもの問題行動の早期解決に努めます。
- (オ) 様々な人権課題に対応した教育を推進します。

■主な取組

(ア) いじめ防止対策の推進

- いじめの防止・解消に向けた積極的な認知と早期対応により、早期解消を目指します。
- 「いじめに関する保護者アンケート」、「心と生活アンケート」や「いじめ防止月間」などを通じて、人権感覚の育成及びいじめ防止に努めます。

(イ) 教育相談体制の充実【一部再掲：3-2-(ウ)】

- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、学生サポート、スチューデントサポーターの効果的な活用に取り組みます。
- 朝霞市子ども相談室、さわやか相談室の活動の充実を図り、学校との連携の推進に取り組みます。

(ウ) 不登校児童生徒への支援

- 児童生徒一人一人の状況に応じたきめ細かな教育相談ができる体制の充実を図ります。
- 個々の不登校児童生徒の状況に応じた教育機会の確保に努めます。
- 小・中学校の連携を推進し、不登校の未然防止や児童生徒一人一人の状況に応じた支援を行います。
- 教室に行くことだけをゴールとせず、教室以外の居場所づくりとしてSSR（スペシャルサポートルーム：校内教育支援センター）の設置を進めます。

(エ) 家庭・地域・関係諸機関との連携

- こどもたちの問題行動を未然に防止するためのネットワークを形成し、問題解決に努めます。

第2章 施策の展開

【基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成】

(オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1－3－(オ)】

- 男女平等の視点に立った教育の他、性的マイノリティや障害のある人への差別やインターネットによる人権侵害の問題など、様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- いじめを始めとした人権問題について、児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通じて、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

施策 3

こどもの意見反映を推進するとともに
人権を尊重した教育の充実

■施策の方向性

- (ア) 「子どもの権利条約」の趣旨に則った教育を推進します。また、こどもたちの思いや考えを問い、教育活動における取組の検討材料とします。
- (イ) こどもたちが各学校において、教育活動全体を通じて、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、豊かな人権感覚を育成できる教育活動を行います。
- (ウ) 他課と協力し、学校・家庭・地域が連携して人権意識の高揚を図ります。
- (エ) 関係諸機関と連携しながら、児童虐待の早期発見・早期対応に努めます。
- (オ) 様々な人権課題に対応した教育を推進します。
- (カ) 教職員等による性暴力等を根絶する取組を行います。

■主な取組

(ア) こどもたちの意見を反映した教育活動

- 学校の教育活動においては、こどもたちの思いや考えを尊重し、より良い取組となるよう意見を問います。
- 教職員が「こどもは権利の主体である」という認識のもとに、成長の過程で必要な配慮や支援を行いながら、こどもの人権を尊重した教育活動を展開していきます。

(イ) 学校教育における人権教育の推進

- 各学校において人権教育の全体計画・年間指導計画に基づき、積極的な人権教育を推進します。
- 人権教育主任研修会を中心に人権意識の高揚を図る授業研究を実施します。
- 豊かな人権感覚を育てるために、参加・体験型の学習を充実します。
- 人権教育総合推進地域事業としての活動を市内全域に広げ、人権教育の一層の充実を図ります。

第2章 施策の展開

【基本目標 1 持続可能な社会の創り手の育成】

(ウ) 庁内関係課と連携した人権活動の推進

- 生涯学習における人権教育と連携し、学校・家庭・地域が一体となった人権教育を推進します。
- 人権作文、人権標語の作成や人権の花運動を推進し、学校・家庭・地域が一体となり、人権意識の高揚を図ります。

(エ) 児童虐待防止教育の推進

- 児童虐待からこどもたちを守るため、教職員の研修を充実し、家庭や福祉等、関係諸機関と連携した児童虐待防止の取組を推進します。

(オ) 様々な人権課題に対応した教育の充実【再掲：1－2－(オ)】

- 男女平等の視点に立った教育の他、性的マイノリティや障害のある人への差別やインターネットによる人権侵害の問題など、様々な人権課題に対応した教育の充実を図ります。
- いじめを始めとした人権問題について、児童生徒が主体的に考え、メッセージとして発信する取組などを通じて、児童生徒の豊かな人権感覚を育みます。

(カ) 教職員等による児童生徒への性暴力等根絶の取組

- 「朝霞市教職員等による性暴力等の防止等に関する基本的な指針」に基づいた取組を実施し、教職員等による児童生徒への性暴力等を未然に防止します。
- 教育委員会の附属機関である「朝霞市教職員等による性暴力等に関する協議会」が、教育委員会や学校に対して指導・助言を行うアドバイザー的な役割を担うとともに、教職員事故防止に関する校内研修の充実を図ります。

施策 4

体力の向上と学校体育活動の推進

■施策の方向性

- (ア) 生涯にわたり健康で豊かなスポーツライフを実現させるために、学校での授業や体育的行事などにより、こどもたちに運動習慣を身に付けるための教育活動を行います。
- (イ) 体育に関する研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。
- (ウ) 部活動の地域移行に向けた取組を推進し、持続可能な運営体制を整えます。

第2章 施策の展開

【基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成】

■主な取組

(ア) 児童生徒の体力の向上

- 体育テストの結果を毎年度継続して本人・保護者・学校が共有し、活用することにより、児童生徒一人一人の成長や体力を確実に伸ばす教育に取り組みます。
- 体力向上委員会を中心とした組織的な取組により、市全体の体力を調査・分析し、体力推進事業に取り組みます。

写真・イラスト等

(イ) 学校体育の充実

- 学校体育における事故防止や安全な授業を実践するための研修等を実施し、教職員の資質向上を図ります。

(ウ) 持続可能な部活動の運営

- こどもたちを中心に据え、平日は学校で教職員が指導にあたるとともに、休業日の活動については地域展開していけるよう、市の関係課やスポーツ団体等と連携しながら、体制の整備を進めます。
- 部活動指導に関わる教職員や外部指導員の指導力向上のため、研修を実施します。
- 専門性を生かした指導の充実のため、外部指導者の活用を進めます。
- こどもたちのバランスの取れた生活や成長に配慮するため、部活動の活動時間や休養日の適正化を進めます。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標1 持続可能な社会の創り手の育成】

施策 5

健康の保持・増進

■施策の方向性

- (ア) 生涯にわたって健康な生活を送るための基礎を作るため、自らの健康を適切に管理し、改善していく能力を身に付けられるよう健康教育を推進します。
- (イ) 学校の教育活動全体を通じた体系的な学校保健を充実します。
- (ウ) 食事についての正しい知識や望ましい食習慣をこどもたちが身に付けられるよう、学校・家庭・地域が連携して食育を推進します。
- (エ) 児童生徒の健康のため、健康診断や学校環境衛生の管理を実施します。

■主な取組

(ア) 健康教育の充実

- 学校と家庭が連携し、運動・食事・睡眠などの生活習慣をこどもたちが規則正しく身に付けるための取組を進めます。
- 妊娠、出産、不妊に関する正しい知識の普及啓発を図るなど、児童生徒の心と体のバランスに配慮した性に関する指導や性感染症の予防・啓発を進めます。
- 薬物乱用防止教室などに保護者の参加を促し、麻薬、大麻、危険ドラッグ等の乱用薬物の恐ろしさを十分理解させるための取組を行います。

(イ) 学校保健活動の充実

- 保健主事を中心とした学校保健委員会を中心に家庭や地域の専門機関等と連携して保健教育・保健管理の充実に取り組みます。

(ウ) 食に関する指導、食育の推進

- 発達段階に応じた食に関する知識と食習慣を指導し、正しい食習慣を実践できる児童生徒を育成するとともに、保護者等への積極的な啓発活動を行います。
- 栄養教諭や学校栄養職員による「食に関する指導」を全校で実施します。
- アレルギー疾患のある児童生徒の学校生活を安全・安心なものとするために、保護者と学校で正しい知識に基づいた除去食等による学校給食のアレルギー対応の充実に努めます。

写真・イラスト等

(エ) 児童生徒の健康の保持増進

- 児童生徒の健康診断を実施し、健康の保持増進を図ります。
- 飲料水の水質検査や教室の空気検査等を実施し、学校環境衛生の管理を徹底します。

第2章 施策の展開

基本目標2 確かな学力と自立する力の育成

現状と課題

児童生徒一人一人が確かな学力を身に付けることができるよう、「令和の日本型学校教育」の方針に基づいた授業改善を推進しています。

また、人との関わりの中で自分の価値を見出し、社会での職業や勤労についてしっかりとした認識を持てるよう支援しています。

今後は、SNSをはじめとするさまざまな情報が氾濫する社会において、情報を適切に活用し処理する能力の育成を進めるとともに、特別な支援を必要とするこどもが、望ましい支援を受けて社会的・職業的に自立できる教育が求められています。

施 策

- 1 個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実
- 2 キャリア教育と職業教育の推進
- 3 伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進
- 4 教育DXの推進
- 5 特別支援教育の推進

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標2 確かな学力と自立する力の育成】

施策 1

個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実

■施策の方向性

- (ア) 児童生徒の基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを活用する力と学習意欲・態度を把握し、ICTを日常的に取り入れ、児童生徒一人一人を確実に伸ばす学習指導を進めます。
- (イ) 児童生徒に対する個に応じた指導を実現するため、指導方法などの工夫・改善を進めます。
- (ウ) 児童生徒が自ら問いを立て、主体的に学び、思考力・判断力・表現力等を育む授業を推進します。また、教育課程を見直し、探究的な学びを取り入れた学習活動を、総合的な学習の時間や様々な教科等に位置づけます。
- (エ) 小・中学校9年間の一貫した教育を推進します。
- (オ) 知識を広め、心を豊かにする「朝霞市子ども読書活動推進計画」や「埼玉県子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動を推進します。

■主な取組

(ア) 児童生徒一人一人を確実に伸ばす教育の実践

- 埼玉県学力・学習状況調査の結果を毎年度連続して本人・保護者・学校が共有・活用することにより、児童生徒一人一人の成長を支え、確実に伸ばす教育に取り組みます。
- タブレット端末やAI搭載型オンラインドリルを日常的に取り入れ、個別最適な学びを充実させます。
- 学力の経年変化を的確に把握することにより、指導方法の改善につなげます。

(イ) 指導方法の工夫改善

- 研修会や指導資料などを充実させ、各学校において指導内容・指導方法の工夫・改善をします。
- あさか・スクールサポーター、低学年補助教員や小学校の理科支援員を活用し、きめ細かな支援を充実させて、基礎的・基本的な知識や技能、思考力・表現力などを育成します。
- 児童生徒に対するきめ細かな指導を実施するため、少人数指導等の個に応じた指導を進めます。

第2章 施策の展開

【基本目標2 確かな学力と自立する力の育成】

(ウ) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

- 児童生徒が自ら問いを設定し、見通しをもって主体的に学びに参加し、児童生徒同士や教職員、外部講師等と意見を交わすとともに、お互いの関わりの中で考えを統合して、自ら学びを深める授業を推進します。
- 探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成します。

(エ) 小・中学校9年間の一貫した教育の推進

- 小・中学校9年間にわたる学びと育ちの連続性を重視した教育を展開することで、学習意欲の向上や小学校から中学校への円滑な接続を推進します。

(オ) 読書活動の推進【再掲：1－1－(エ)】

- 学校における朝読書の充実などを通じ、こどもたちの読書活動を推進します。

施策 2

キャリア教育と職業教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 中学生が適切な進路を主体的に選択できるよう、生徒と保護者から信頼される進路指導を推進します。
- (イ) 学校において、家庭や地域、企業と連携して、発達段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。

■主な取組

(ア) 進路指導の充実

- 学校へ提供する進路指導情報を充実します。
- 進路指導主事を充実します。

(イ) キャリア教育の推進

- 児童生徒が明確な目的意識をもって主体的に自己の進路を選択できる能力を身に付けられるよう、発達の段階に応じた体系的・系統的なキャリア教育を推進します。
- 将来働くことについて、意欲や関心がもてるように、学校・地域・企業が一体となって、実際の職場での体験活動を推進します。
- 社会人・職業人として自立できるよう、地域や産業界と連携・協力し、児童生徒の勤労観・職業観を育成します。
- 埼玉県の実施するキャリアパスポート「わたしの志ノート」を有効活用し、キャリア発達を継続的に記録・蓄積していきます。

第2章 施策の展開

【基本目標2 確かな学力と自立する力の育成】

施策 3

伝統と文化を尊重し国際性を育む教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 伝統・文化を尊重し、我が国と郷土朝霞を愛する態度を養います。
- (イ) 国際化の進展に対応する力を育む教育を推進します。
- (ウ) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへの学びを支援します。

■主な取組

(ア) 伝統と文化を尊重する教育の推進

- 地域の教育資源の活用とともに、博物館と学校とが連携して取り組む博学連携事業等を通じて、我が国や郷土の伝統と文化を尊重し、理解を深める学習を推進します。
- 総合的な学習の時間をはじめとする、各教科等の指導計画においては、伝統文化を継承・発展させるための教育活動を積極的に位置づけます。

(イ) 英語をはじめとした外国語教育の推進

- 児童生徒のコミュニケーション能力を高める外国語教育などを推進するため、教職員研修や児童生徒参加型のプログラムを充実します。
- 小学校選任外国人講師により、小学校の外国語教育を推進し、中学校の英語授業へのスムーズな接続を図ります。
- 中学校英語指導助手により、中学校の外国語教育を推進します。

(ウ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児童生徒への支援

【再掲：3-1-(カ)、3-3-(イ)】

- 帰国児童生徒や日本語を母国語としない児童生徒などが、学校生活へ円滑に適應できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標2 確かな学力と自立する力の育成】

施策 4

教育DXの推進

■施策の方向性

- (ア) コミュニケーション能力、問題発見・解決能力、情報活用能力を育成します。
- (イ) あふれる情報の中から必要な情報を読み取り、進歩し続ける技術を使いこなすことができるよう、こどもたちの情報活用能力などを高めるための取組を推進します。
- (ウ) フルクラウド・ゼロトラストによる統合型校務支援システムを活用し、データを安全かつ迅速に処理し、学校教育全体のDX化を図ります。
- (エ) デジタル学習基盤を活用し、こどもたち一人一人に応じた豊かな学びを充実させます。

■主な取組

(ア) ICT機器を活用した授業改革と自立した学習者の育成

- 児童生徒が自ら課題を見つけ、主体的に学びに参加し、児童生徒同士や教職員が相互に意見を交わし、お互いの関わりの中で考えを統合して、学びを深める授業や、一人一人の能力・適性に応じた個別最適な学びに、タブレット端末を日常的に活用し、予測不可能な社会で生きていくために必要な資質・能力を育みます。
- プログラミングや、どのようにICTを活用すべきかを考えさせる教育を支援します。
- ICT機器や必要な情報収集能力を基に、自らの学びを調整することのできる、「自立した学習者」を育成します。

(イ) 情報活用能力の育成

- 情報とその手段を目的に応じて主体的に選択し、活用していくための基礎的な資質を育成するため、情報端末などを活用した学習活動を充実するとともに、情報モラルや情報セキュリティの適切な指導を行います。
- 全ての教職員が、タブレット端末を活用した実践的な指導ができるよう、また、教職員間の活用技能に係る差を解消できるよう、指導力向上のための研修を充実します。

(ウ) 校務支援システムによる教育現場の業務改革

- これまでの業務体制を見直し、ペーパーレス化とデータ処理に係る改革を推進します。
- 公簿や文書管理について、セキュリティや効率の面から業務を支援します。

第2章 施策の展開

【基本目標2 確かな学力と自立する力の育成】

(エ) デジタル学習基盤を日常的に取り入れた学びの充実

- タブレット端末やA I 搭載型オンラインドリルの活用により、多様な子どもたちの個別最適な学びを実現するとともに、子どもたちが自らの学習を主体的に調整できるよう、支援します。
- デジタルデータを活用し、教師が子どもたちの学習状況を把握することにより、誰一人取り残されない学びを保障する取組を推進します。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標2 確かな学力と自立する力の育成】

施策 5

特別支援教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 特別な支援を必要とするこどもたちの教育的ニーズを把握していきます。
- (イ) 特別支援教育を一層充実していけるよう、教職員の資質向上に努めます。
- (ウ) 学校教育全体を通じて、特別支援教育の視点を取り入れた取組を推進します。

■主な取組

(ア) 的確な実態把握

- 各学校においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行います。
- 各校における支援体制を基盤として、支援対象となる児童生徒の保護者との連携を深め、個々の教育的ニーズを把握します。
- 実態に応じて、医療機関や福祉機関との連携を図り、個別の教育支援計画を策定していきます。
- 障害のある幼児児童生徒の入学時や卒業（園）時にあたっては、きめ細かな就学相談を実施するほか、学校（園）間で引継ぎを丁寧に行います。

(イ) 教職員を対象とした特別支援教育に関する研修の実施

- 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、各学校における校内研修で取り扱うほか、特別支援学校のセンター的機能により、専門性の高い教員を招聘した指導方法研修などを推進します。
- 教職員を対象とした、国や県の実施する特別支援教育に関する研修への参加を推進します。
- 埼玉県教育委員会免許法認定講習（特別支援教育）の周知を行い、教職員の積極的な参加を呼びかけます。

(ウ) 学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲：3－1－（ウ）】

- ユニバーサルデザイン等を取り入れ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が支障なく円滑に学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備していきます。
- 特別支援教育に携わる支援員を配置し、障害のある児童生徒の学習上・生活上の支援を行っていきます。また、活用際には、校内における活用の方針について十分検討し、共通理解のもとに進めていきます。

第2章 施策の展開

基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進

現状と課題

特別な支援を必要とする子どもをサポートする各種支援員の人的配置が求められています。

また、子どもを取り巻く環境を鑑みて、個に応じた学びを保障していくことが求められています。

施 策

- 1 共生社会を目指した支援・指導の充実
- 2 学校に行きづらい児童生徒への支援の推進
- 3 一人一人の状況に応じた支援

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進】

施策 1

共生社会を目指した支援・指導の充実

■施策の方向性

- (ア) ノーマライゼーションの理念に基づき、共生社会を目指した多様な学びの場を充実させるとともに、教職員の専門性の向上を図ることでインクルーシブ教育を推進します。
- (イ) 発達段階に応じたボランティア体験活動や福祉体験活動を実施することで、こどもたちに他人を思いやる心や社会生活を営む上での規範及び社会に貢献しようとする態度を身に付けさせ、豊かな人間性や社会性の基礎を育成します。
- (ウ) 学校教育全体を通じて、特別支援教育の視点を取り入れた取組を推進します。
- (エ) 持続可能な開発のための教育（E S D）に係る取組を推進します。
- (オ) 医療的なケアを必要とする児童生徒の健やかな成長を図るとともに、適切な支援を講じていきます。
- (カ) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要なこどもたちへの学びを支援します。

■主な取組

(ア) 共生社会を目指した多様な学びの場の充実

- 各学校においては、校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを核として養護教諭やスクールカウンセラー等も含めた全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む児童生徒の実態把握や支援方策の検討を行います。
- 各校における支援体制を基盤として、支援対象となる児童生徒の保護者との連携を深め、個々の教育的ニーズを把握します。
- 教職員の特別支援教育に関する専門性の向上を目指し、各学校における校内研修で取り扱うほか、特別支援学校のセンター的機能により、専門性の高い教員を招聘した指導方法研修などを推進します。
- 小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった連続性のある多様な学びの場を用意するため、発達障害を含む障害のあるこどもたちの学習環境の整備に取り組みます。
- ノーマライゼーションの理念に基づき、障害のある児童生徒が、通常学級のクラスに入り、ともに学ぶ支援籍学習や心のバリアフリーを育む交流及び共同学習を推進します。
- 自己の性自認に悩む児童生徒の心情等に配慮した、きめ細かい対応を進めます。

第2章 施策の展開

【基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進】

(イ) 体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進

- こどもたちの実態を把握し、発達段階に配慮するとともに、教職員の共通理解の下、組織的・計画的にボランティア体験・福祉体験を生かしたボランティア・福祉教育の推進を目指します。
- 地域や学校の実態に応じて、指導方法や指導内容を工夫するとともに、家庭や地域の人々及び社会福祉施設等の理解や協力を得ながら、連携してボランティア・福祉活動を実施します。

(ウ) 学校教育における学習上・生活上の配慮【再掲：2－5－(ウ)】

- ユニバーサルデザイン等を取り入れ、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が支障なく円滑に学校生活を送ることができるよう、教育環境を整備していきます。
- 特別支援教育に携わる支援員を配置し、障害のある児童生徒の学習上・生活上の支援を行っていきます。また、活用の際には、校内における活用の方針について十分検討し、共通理解のもとに進めていきます。

(エ) 持続可能な開発のための教育（E S D）

- 地球規模の課題を自らの問題として捉え、課題解決に向けて自ら考え行動を起こすことができる担い手を育むため、持続可能な開発のための教育（E S D）を推進します。

(オ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲：3－3－(ウ)】

- 就学相談を通して、医療的な支援を必要とする児童生徒の状況を丁寧に把握するとともに、就学支援委員会において審議し、専門家の意見をもとに望ましい教育形態を検討します。
- 朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会においては、関係機関で情報共有し、支援体制や支援の在り方に関して検討をします。

(カ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児童生徒への支援

【再掲：2－3－(ウ)、3－3－(イ)】

- 帰国児童生徒や日本語を母国語としない児童生徒などが、学校生活へ円滑に適応できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進】

施策 2

学校に行きづらい児童生徒への支援の推進

■施策の方向性

- (ア) 様々な背景によって、学校に行きづらくなっている児童生徒に対し、学校の内外における居場所づくりを推進していきます。
- (イ) 学校だけでは対応が困難なケースに関しては、地域や福祉機関、医療機関などと積極的に連携し、課題の解決を図ります。
- (ウ) 児童生徒の困り感に寄り添い、丁寧に聞き取りを行いながら適切な相談機関につなげます。

■主な取組

(ア) 学校に行きづらくなっているこどもたちの居場所づくり

- 様々な理由によって学校に行きづらくなり、登校できない状態が続いているこどもたちに対し、教室に行くことだけをゴールとせずに相談対応や学びを提供できる居場所づくりとしてSSR（スペシャルサポートルーム：校内教育支援センター）の設置を推進します。
- 特別支援学級や特別支援学校への教育形態の変更や転学のほか、フリースクール等への繋がりなども視野に入れ、こどもたち一人一人の教育的ニーズに柔軟に答える体制をつくっていきます。

(イ) 一貫した支援体制【一部再掲：3-3-(エ)】

- 困難な状況にあるこどもの将来を見通し、就学及び卒業後も含めて、教育・福祉・保健・医療が一体となって、こどもや保護者に対して継続した教育的支援が行えるよう、取り組みます。

(ウ) 教育相談体制の充実【一部再掲：1-2-(イ)】

- スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、さわやか相談員、サポート相談員、学生サポート、スチューデントサポーターの効果的な活用に取り組みます。
- 朝霞市子ども相談室、さわやか相談室など、相談室における支援体制の充実を図るとともに、こどもたちへの周知を徹底します。併せて、対面での相談を躊躇する場合には、電話やメール相談も可能であることの周知を図ります。

第2章 施策の展開

【基本目標3 多様なニーズに対応した教育の推進】

施策 3

一人一人の状況に応じた支援

■施策の方向性

- (ア) 経済的な理由等により、就学が困難な児童生徒の保護者や生徒・学生のための援助を充実します。
- (イ) 帰国児童生徒や外国人児童生徒など、日本語指導が必要な児童生徒への教育を支援します。
- (ウ) 医療的ケア児をはじめとする、生命の維持や健康維持に関する支援を必要とする児童生徒への支援体制の整備を進めます。
- (エ) ヤングケアラーや家庭の事情等により、年齢や成長度合いに見合わない重い負担を負っているこどもを支援します。

■主な取組

(ア) 就学に対する援助の充実

- 経済的に就学が困難な児童生徒や特別支援学級に通学する児童生徒の保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助します。
- 高校、大学等に入学を希望する学生及び生徒の保護者に対して入学準備金を貸し付けます。
- 高校、大学等に通う生徒、学生に対して奨学金を貸し付けます。

(イ) 日本人帰国児童生徒・日本語を母国語としない児童生徒への支援

【再掲：2-3-(ウ)、3-1-(カ)】

- 帰国児童生徒や日本語を母国語としない児童生徒などが、学校生活へ円滑に適應できるよう日本語の指導を行うための支援員の配置や、日本語指導が必要な児童生徒に対する特別な教育課程の支援の充実を図ります。

(ウ) 医療的な支援を必要とする児童生徒への支援【再掲：3-1-(オ)】

- 就学相談を通して、医療的な支援を必要とする児童生徒の状況を丁寧に把握するとともに、就学支援委員会において審議し、専門家の意見をもとに望ましい教育形態を検討します。
- 朝霞市医療的ケア児支援庁内連絡会においては、関係機関で情報共有し、支援体制や支援の在り方に関して検討をします。

(エ) 一貫した支援体制【一部再掲：3-2-(イ)】

- 困難な状況にあるこどもの将来を見通し、就学及び卒業後も含めて、教育・福祉・保健・医療が一体となって、こどもや保護者に対して継続した教育的支援が行えるよう、取り組みます。
- 朝霞市子ども相談室、さわやか相談室など、相談室における支援体制の充実を図るとともに、こどもたちへの周知を徹底します。併せて、対面での相談を躊躇する場合には、電話やメール相談も可能であることの周知を図ります。

第2章 施策の展開

基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

現状と課題

変化の激しい社会をたくましく生きるこどもを育むため、教職員の資質向上に努めるとともに、働き方改革を推進しています。

地域の中で信頼される学校となるために、教職員による不祥事を根絶する必要があります。

また、児童生徒のニーズに応じた多様な学びが効果的・効率的に進められるよう、教育環境を整える必要があります。

児童生徒の健やかな成長を支えるため、適切な運営により学校給食を提供していく必要があります。

施 策

- 1 教職員の資質・能力の向上
- 2 学校の組織・運営の改善
- 3 こどもの安全・安心の確保
- 4 小中一貫教育の推進
- 5 適切な教育環境の設定
- 6 安全・安心で持続可能な学校給食の提供

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施策 1

教職員の資質・能力の向上

■施策の方向性

- (ア) 様々な研修等やICTを活用した授業改善に向けた調査研究の充実を図ります。
- (イ) 教育に関する研修資料等の共有化により、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- (ウ) 教職員がこどもたち一人一人を尊重し、「子どもの権利条約」の趣旨を取り入れた教育活動を推進します。

■主な取組

(ア) 教職員研修と調査研究の充実

- 授業力の向上などを目指し、教育研究奨励費受給者研修会を実施し、専門教科とともに資質の向上を図ります。
- 教科等指導員を指定し、指導主事とともに教科等の指導を行うことで指導の充実を図るとともに、教科等指導員自身が自らの指導方法、指導技術の一層の向上を図ります。
- 研究開発学校を指定し、学校課題に応じた研修を実施することで、特色ある学校づくりを推進し、教職員の資質及び指導力の向上を図ります。
- 様々な主任会、あさか教師塾などの研修を充実し、教職員の資質・能力の向上を図ります。

(イ) 指導技術の共有の推進

- 教育に関する研究成果や実践例、様々なデータのアーカイブ化を進め、教育活動の工夫・改善に生かします。

(ウ) こどもの権利を大切にする教育

- 教職員が「子どもの権利条約」の趣旨や内容を適切に理解した上で教育活動に望むことができるよう、定期的にこどもの権利についての研修や周知を図ります。
- こどもたちの声を丁寧に聴き取り、寄りそい、こどもたちの意見表明を尊重するとともに、上から一方的に決めつけたり判断したりすることのない教育活動を推進します。

第2章 施策の展開

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施策 2

学校の組織・運営の改善

■施策の方向性

- (ア) 学校における働き方改革を推進し、学校教育の質の維持向上を図ります。
- (イ) 教職員の心身の健康の保持増進を図るなど教職員を支援するための取組を進めます。

■主な取組

(ア) 学校における働き方改革の推進

- 教職員の抱える業務内容や業務量の継続的見直しに加え、午後8時施錠の徹底及び柔軟な働き方としてのテレワークの活用により働き方改革を進めます。
- 「朝霞市立小・中学校負担軽減検討委員会」において、業務の精選や見直し、創意工夫による事務負担の軽減、好事例の共有等を行います。
- 学校業務アシスタントの活用により教職員の負担軽減に努めます。

(イ) 教職員の健康の保持増進

- 健康診断や健康相談、メンタルヘルス研修やストレスチェックなどを実施し、教職員の心身の健康の保持増進に取り組みます。

施策 3

こどもの安全・安心の確保

■施策の方向性

- (ア) こどもに危険を予測し、回避する能力を身に付けさせます。
- (イ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。

■主な取組

(ア) 安全教育の推進

- 児童生徒が自ら危険を予測し、回避する能力を身に付けて主体的に行動できるように、様々な状況や災害を設定した非難訓練を計画的に実施します。
- 必要に応じて、警察署や消防署と連携した訓練を実施します。
- 交通安全教室や自転車運転実技試験などを実施し、安全に生活することを意識できる児童生徒を育成します。
- 児童生徒の安全を確保するため各学校において危機管理マニュアルや防災マニュアルを検証・改善するとともに、それらを適格に活用できるよう教職員研修を充実します。

第2章 施策の展開

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

(イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築【再掲：6－3－(イ)】

- 交通指導員により、登下校時におけるこどもたちの安全を確保するとともに、児童生徒の交通安全に対する意識を醸成します。
- 防犯や交通安全について、家庭への普及啓発活動を行うとともに、地域安全マップの作成・活用、スクールガードリーダーの配置、学校安全ボランティア等の活動の充実等により、地域ぐるみの学校安全体制を構築します。
- 避難所開設訓練に教職員やこどもたちが参加し、発災時の学校施設設備の活用等について知るとともに、地域対応班や自治会関係者、消防団等との連携を深めます。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施策 4

小中一貫教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 指導内容の系統性を生かした指導の充実
- (イ) 小・中学校教職員による合同研修会の実施
- (ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

■主な取組

(ア) 指導の系統性を意識した学習指導

- 指導内容の系統性や重点、つまづきやすい単元を意識して、9か年を貫いた教育課程の作成を検討していきます。
- 小学校及び中学校の教職員が指導方法について共通理解し、工夫改善を図ります。

(イ) 関係小・中学校の教職員による合同研修会の開催

- 小学校及び中学校の教職員が、互いの授業を参観し合い、互いの授業の進め方や指導方法の違いを理解し、指導力の向上に努める。
- 生徒指導や学習指導のほか、家庭・地域との連携において情報交換するとともに、課題を共有し、ともに解決にあたる仕組みづくりを進めます。

(ウ) 小学校と幼稚園・保育園等の連携の推進

- 朝霞市幼児教育振興協議会を設置し、幼児教育と小学校教育との連携の充実を図ります。
- 幼稚園教職員や保育士、小学校教職員との相互交流や合同研修会を行うことで、小学校への円滑な接続を図ります。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施策 5

適切な教育環境の設定

■施策の方向性

- (ア) 充実した教育環境で学習ができるよう、教材や図書等の整備を図ります。
- (イ) ICT機器を活用した学習が快適に実施できるよう、通信ネットワークを整備します。

■主な取組

- (ア) 教材、図書等の整備推進

●探究的な学びの材料となるよう、教材や学校図書の充実を図ります。

- (イ) 快適なネットワークの整備

●タブレット端末を活用した学習が滞りなく行われるよう、校内ネットワークの整備を進めていきます。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標4 質の高い学校教育を推進するための環境の充実】

施策 6

安全・安心で持続可能な学校給食の提供

■施策の方向性

- (ア) 保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安全・安心な給食の維持に努めます。
- (イ) 学校給食センターの正規調理員が減少していく中、学校給食センターの適切な運営を検討します。
- (ウ) 老朽化していく学校給食センターの施設・設備及び自校給食室の設備の適切な維持管理・更新を行っていきます。

■主な取組

(ア) 学校給食費の適正な運用

- 保護者等から徴収する学校給食費を適正に運用し、安定した給食の提供に取り組むとともに、食材費等の変動に合わせて、適時適切に見直しを行います。
- 公平・公正な学校給食費の徴収のため、滞納額の縮減に取り組みます。

(イ) 学校給食センターの適切な運営

- 正規調理員が減少していく中、給食センターの運営に必要な調理員の人数等の状況を把握し、会計年度任用職員等の人員の確保に努めます。
- 調理員の人数等に応じて、給食センターの運営を検討し、調理及び洗浄業務の委託化も含めた将来的な運営方法について検討を行います。

(ウ) 給食施設・設備の維持管理

- 学校給食センター及び自校給食室の施設・設備の状態を把握し、適切な維持管理及び改修・更新を進めます。なお、新たな自校給食室の設置は、学校施設の改築に合わせて検討します。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

基本目標5 学校施設の適切な維持・管理

現状と課題

安全・安心かつ快適な教育環境を目指し、施設および設備を適切に維持管理するとともに、老朽化した学校施設の改築や改修、加えて設備の修繕等を計画的に実施する必要があります。

過大規模校・不登校対策・プール指導のあり方などの教育課題に対して、施設面での対応策を検討していく必要があります。

施策

- 1 学校施設・設備の適切な維持管理
- 2 長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施
- 3 目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施
- 4 教育課題に対する施設面での解決策の検討

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標5 学校施設の適切な維持・管理】

施策 1

学校施設・設備の適切な維持管理

■施策の方向性

- (ア) 安全・安心で快適な教育環境を整備するため、学校施設・設備の維持管理を計画的に実施します。
- (イ) 近年の温暖化への対策として、こどもたちが快適な環境で学校生活を送ることができるよう省エネルギー対策を進めます。

■主な取組

(ア) 学校施設・設備の適切な維持管理

- 学校施設の部分的な改修や空調設備・受水槽・プール設備などの電気・機械設備の保守点検、法定検査、設備の更新などを計画的に実施します。
- 維持管理上必要な清掃業務や保守管理を行うとともに、学校運営に必要な施設整備や土地借上げを行います。
- 不審者の侵入等に対応できるよう、防犯カメラや警備システム等の適切な維持管理を行います。

(イ) 省エネルギー対策の推進

- 設備機器の更新や改修の際には、高効率型の空調設備や LED 照明器具の導入などによる環境負荷の軽減、ランニングコストの縮減、メンテナンスの容易さなど様々な観点での機器選定を実施します。
- 天井断熱材の敷設や日射遮蔽塗料の塗布などにより、こどもの学校生活環境を整えるとともに省エネルギー対策を進めます。

施策 2

長寿命化を見据えた学校施設の改修等の実施

■施策の方向性

- (ア) こどもたちの安全・安心な教育環境の整備のため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修を実施します。
- (イ) だれもが利用しやすいように、長寿命化改修に併せてバリアフリーへの対応を進めます。

■主な取組

(ア) 学校施設の改修を計画的に実施

- 学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の改修を計画的に実施します。

第2章 施策の展開

【基本目標5 学校施設の適切な維持・管理】

(イ) バリアフリーへの対応

- 長寿命化改修の実施にあたり、LGBTQの児童生徒も使いやすい多目的トイレの整備や段差解消などのバリアフリーに対応した整備を行います。

施策 3

目標使用年数を迎える学校施設の改築の実施

■施策の方向性

(ア) こどもたちの安全・安心な教育環境の整備のため、学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改築を実施します。

■主な取組

(ア) 学校施設長寿命化計画に基づく改築の実施

- 学校施設長寿命化計画に基づき、目標使用年数（80年）を迎える学校について、改築の着手時期や対象校舎、児童生徒数の見込みに基づく学校規模、また目指す教育の実現に必要な施設の形態などを総合的に検討します。

施策 4

教育課題に対する施設面での解決策の検討

■施策の方向性

(ア) 本市の教育課題に対して、施設面での解決策を検討します。

■主な取組

(ア) 教育課題に対する施設面での解決策の検討

- 過大規模校、不登校対策、プール指導の在り方（民間委託・共有化など）など教育課題に対して、施設面での解決策を検討します。
- 今後、中学校で実施される少人数学級による教室不足に対応するため、特別教室や会議室等の転用を検討します。
- 施設更新時には、新しい時代の教育に対応できる施設を検討します。

第2章 施策の展開

基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進 による地域の教育力の向上

現状と課題

各学校に学校運営協議会が設置されたことにより、今後は地域、保護者、学校のさらなる協働による学校づくりを進めていく必要があります。

また、各学校においてさまざまな専門的分野の知識や技能を有する市民と協議のうえ、特色ある学校づくりを進めるとともに、家庭教育学級に対しても引き続き支援していく必要があります。

部活動の地域移行については、国のガイドラインを基に、関係課と連携を図りつつ体制を構築していくことが求められています。

施 策

- 1 地域と一体となったコミュニティ・スクールの推進
- 2 生涯スポーツ・文化活動を支える地域クラブ活動の体制整備
- 3 貴重な地域人材の教育活動への積極的参画
- 4 学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進】

施策 1 地域と一体となった コミュニティ・スクールの推進

■施策の方向性

- (ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画を促進します。
- (イ) 学校運営協議会の充実により、地域とともにある学校づくりを推進します。
- (ウ) 学校評価を効果的に活用します。

■主な取組

(ア) 地域住民や保護者等の学校運営への参画の促進

- 各小・中学校における学校運営協議会において、学校運営や生徒指導の状況等について地域住民や保護者等が熟議によって学校運営に参画できるよう努めます。

(イ) 地域とともにある学校づくりの推進

- 学校運営協議会委員研修会の継続的な開催により、各小・中学校における学校運営協議会の充実を図ります。
- 地域全体で未来を担うこどもたちの成長を支えていく社会を実現するため、学校運営協議会を核として地域とともにある学校づくりに努めます。

(ウ) 学校評価の効果的な活用

- 各小・中学校において、学校運営や教育活動の自律的・継続的な改善に役立てるため、学校評価の効果的な活用を図ります。

施策 2 生涯スポーツ・文化活動を支える 地域クラブ活動の体制整備

■施策の方向性

- (ア) 学校と地域との連携・協働により、地域クラブ活動への転換に向けた取組を推進します。
- (イ) 部活動の地域移行に向け、外部指導員、専門スタッフ等、部活動の運営に携わる地域人材を配置し、持続可能な運営体制を整えます。
- (ウ) 生徒の生活や成長への配慮から、活動時間や休養日の適正化に努めます。

第2章 施策の展開

【基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進】

■主な取組

(ア) 学校と地域との連携・協働による地域クラブ活動への転換

- こどもたちを中心に据え、平日は学校で教職員が指導にあたるとともに、休業日の活動については地域展開していけるよう、地域クラブ活動に向けた整備を進めます。
- 生徒が生涯にわたって多様な活動ができるよう取り組みます。
- 生徒の願いや地域の実情に応じ、複数校による合同での活動など、様々な形の環境整備を進めます。

(イ) 外部指導員、専門スタッフ等、地域人材の配置の検討

- 指導者の不足等への対応や専門性を生かした指導の充実に向け、外部指導員、専門スタッフ等、教職員以外の地域人材の配置について、市の関係課やスポーツ団体等と連携しながら取り組みます。

(ウ) 活動時間や休養日の適正化

- 生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮するため、活動時間や休養日の適正化に努めます。

施策 3

貴重な地域人材の教育活動への積極的参画

■施策の方向性

- (ア) 幅広い市民等の参画の下、産学官民連携を図り、こどもたちの学びや成長を支える活動を推進します。
- (イ) 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進します。
- (ウ) 地域でこどもを育てる意識の醸成のため、地域でふれあい推進事業を実施することや青少年の健全な育成を目指し、学校・家庭・地域、青少年育成団体等が一体となった取組を推進します。

■主な取組

(ア) 学校応援団等と連携・協働した学びの充実

- 学校応援団の活動を通じて、各学校における学習・体験活動、安全・安心の確保、環境整備等のボランティアとして保護者や市民の参加を積極的に進め、学校・家庭・地域が一体となってこどもたちに豊かな心と人間性を育む人づくりに努めます。
- 地域の企業や各種団体のほか、関係諸機関・庁内各課と連携・協働し、社会で役立つ生きた学びを推進する取組を、学校教育に取り入れていきます。

第2章 施策の展開

【基本目標6 学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の推進】

(イ) 地域ぐるみの学校安全体制の構築【再掲：4－3－(イ)】

- 交通指導員により、登下校時におけるこどもたちの安全を確保するとともに、児童生徒の交通安全に対する意識を醸成します。
- 防犯や交通安全について、家庭への普及啓発活動を行うとともに、地域安全マップの作成・活用、スクールガードリーダーの配置、学校安全ボランティア等の活動の充実等により、地域ぐるみの学校安全体制を構築します。
- 避難所開設訓練に教職員やこどもたちが参加し、発災時の学校施設設備の活用等について知るとともに、地域対応班や自治会関係者、消防団等との連携を深めます。

(ウ) 青少年健全活動の推進

- 成人の日記念式典やふれあい推進事業など、青少年健全育成の各種事業の充実に努めます。
- 学校、家庭、地域、保護者代表連絡会（旧PTA連合会）等の関係団体が連携し、青少年健全育成事業を推進します。

施策 4

学校・家庭・地域の教育力向上のための支援

■施策の方向性

- (ア) 家庭や地域の教育力の向上を図るため、子育てに関する団体やPTA等の関係団体、地域住民の活動を支援します。
- (イ) 学校施設等を地域に開放します。

■主な取組

(ア) 家庭教育の充実の支援

- 家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育学級等への保護者などの積極的な参加を支援するとともに、地域や専門家等から、学習する機会を得ながら、家庭教育の充実に努めます。

(イ) 学校施設の開放

- 学校教育活動に支障のない範囲で学校施設などを地域の団体に貸し出すことで、健康の増進やスポーツ・レクリエーション、文化活動などの振興に努めます。

第2章 施策の展開

生涯学習



目指す姿

市民のニーズに応えた学習、文化活動など、情報の提供や活動を通して「いつでも」、「どこでも」、「誰でも」、生涯にわたって行う「学び」を支え、その成果を生かすことができるまちを目指します。

基本目標7 生涯にわたる学びの推進

現状と課題

デジタル化が進展する社会において、ICT等を活用した効果的な生涯学習が展開されるよう、多様な学び・学び合いの機会を充実する必要があります。

こどもたちが将来にわたって、文化芸術活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携した文化クラブ活動に向けた支援が必要です。

平日の放課後や長期休業期間中にこどもが安心して様々な学びに取り組めるよう、学校の余裕教室等を活用した居場所づくりの充実を図る必要があります。

施策

- 1 生涯学習推進体制の充実
- 2 学習情報の提供と学習機会の充実
- 3 豊かな地域文化活動に向けた団体、学習グループの支援とリーダーの育成・活用
- 4 放課後のこどもの居場所づくり

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標7 生涯にわたる学びの推進】

施策 1

生涯学習推進体制の充実

■施策の方向性

- (ア) 各種計画や事業の進捗管理を行い、本市における総合的な生涯学習体制の充実を図ります。また、「人づくり・つながりづくり・地域づくり」を学びの好循環として、つながる生涯学習の実現に努めます。

■主な取組

(ア) 生涯学習推進体制の充実

- 各種計画や事業の進捗状況を適切に把握し、生涯学習推進体制の充実を図ります。また、市民の生涯学習活動への積極的な参加（人づくり）を促し、地域における学びのネットワークづくり（つながりづくり）を支援します。
- 親子間交流や多世代交流は、こどもにとって情操教育にプラスになるだけでなく、若い子育て世代が地域のつながりの中で充実した生活を送ることができます。また、高齢の方が自ら有する知識や経験を社会に還元しつつ、より良い社会をつくる主役として生きがいのある生活を送れるよう、地域の中における交流機会や役割の創設（地域づくり）に努めます。

施策 2

学習情報の提供と学習機会の充実

■施策の方向性

- (ア) 市民の学習ニーズに応えた情報を SNS など、様々な媒体を活用し発信することで、生涯学習を身近に感じ、生涯学習活動に取り組むきっかけへとつながるよう情報提供の充実を図ります。
- (イ) 時間や場所にとらわれず、ICT等を活用した活動の場の充実を図り、「いつでも」「どこでも」「誰でも」学べる生涯学習環境の整備を進めます。

■主な取組

(ア) 生涯学習情報の提供の充実

- 誰もが生涯学習に関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ガイドブックの発行を行うとともに、広報あさか、朝霞市ホームページ及び生涯学習スポーツ課公式Xの他、様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図っていきます。

(イ) ICT化による生涯学習環境の充実

- 講演会や各種講座等を配信するなど、ICT等の活用の充実を図り、多様な学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、生涯学び、活躍できる環境を整備します。

第2章 施策の展開

【基本目標7 生涯にわたる学びの推進】

施策 3

豊かな地域文化活動に向けた団体、
学習グループの支援とリーダーの育成・活用

■施策の方向性

- (ア) 市民や学習団体の主体的な学習活動を尊重、支援するとともに、学習の中心となるリーダーの人材育成を進めていきます。
- (イ) 学校・家庭・地域、さまざまな団体との連携による人材の活用を推進します。
- (ウ) 公民館や図書館などにおける主催事業においても市民が主体となる学習プログラムづくりを進め、相談体制の充実を推進していきます。

■主な取組

(ア) 団体、学習グループへの支援の充実

- 市民や学習団体の学んだ成果の発表や学びあう機会の提供に努め、主体的な学習活動が継続的に行えるよう支援します。
- 地域の多様な課題に取り組む団体や市民を新たな担い手として活用するなど、学習の中心となるリーダーの育成・活用を図ります。

(イ) 地域における文化芸術の機会を提供する人材の活用

- こどもたちが継続して文化芸術に親しむことができる機会を確保するため、文化団体等の人材の活用を図ります。

(ウ) 学習相談の充実

- 生涯学習に関する様々な相談に対応できるよう、生涯学習・スポーツ課を始め、公民館、図書館、博物館など生涯学習関連施設等との連携を図り、学習相談体制の強化を図ります。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標7 生涯にわたる学びの推進】

施策 4

放課後のこどもの居場所づくり

■施策の方向性

(ア) こどもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等にこどもが安心して、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流に取り組める居場所づくりの充実を図ります。

■主な取組

(ア) こどもたちの居場所づくりの推進

- 小学校の余裕教室等を活用し、放課後や長期休業期間等のこどもたちの安全・安心な居場所の確保に努め、拡充を図ります。
- 地域住民や民間団体などと協力・連携しながら、勉強やスポーツ・文化活動等、多彩な体験や活動が可能な居場所づくりを推進します。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

基本目標8 学びを支える環境の充実

現状と課題

通信機器の普及・デジタル化をはじめ、情報ツールや学習方法等が多様化している中、市民ニーズの把握に努め、より効果的な事業の実施や適切な資料の収集・提供を行うなど、学習活動の推進と利用者の満足度の向上に努める必要があります。

生涯学習活動拠点として、適切な老朽化対策や社会状況に応じた環境整備を行い、利用者が安全・安心・快適な環境の中で学習できるよう効果的な施設運営を行っていく必要があります。

施 策

- 1 学習活動の支援・充実
- 2 利用しやすい施設の提供

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標8 学びを支える環境の充実】

施策 1

学習活動の支援・充実

■施策の方向性

(ア) 市民の学習活動の拠点となる公民館、図書館および博物館は、市民の学習ニーズに応える役割を担っています。急速に進む情報通信機器の普及によるデジタル化への対応を含め、学校などとも連携しながら多様化する学習ニーズを把握し、社会的課題に対応した事業（講座・講演会）を実施します。

誰もが気軽に利用でき、生涯学習の拠点となるよう司書や学芸員などの専門職を配置し、職員研修を通じた職員の資質向上を図り、質の高いサービスの提供に努めます。

■主な取組

(ア) 公民館・図書館・博物館の充実

- 公民館は、生涯学習活動の拠点として有効に利用されるよう、利用者ニーズの把握に努めるとともに、デジタル化への対応など時宜に沿った講座の実施を通じて生涯学習の推進に努めます。
- 図書館は、利用者ニーズの把握に努めるとともに、乳幼児から高齢者まで誰でも気軽に利用できるよう、従来の図書資料の充実とともに電子図書館等によるデジタル化や専門的職員の配置等により、質の高いサービス提供に努めます。
- 博物館は、学芸員など専門的職員が市の歴史や文化を研究し、その成果について、デジタル化に対応しつつ、展示や講座などで公開していきます。また、郷土に対する愛着を深めてもらえるよう、文化財の適切な保存・活用に努めます。
- 公民館まつり、図書館まつり等への市民参加促進により、市民が活動の成果を発表する機会の多様化、発表内容の充実、支援に努めます。

第2章 施策の展開

【基本目標8 学びを支える環境の充実】

施策 2

利用しやすい施設の提供

■施策の方向性

- (ア) 市民が行う生涯学習活動に対して、安全・安心な施設提供により、学習機会が保てるよう計画的な改修等を進めるとともに、誰でも快適に利用できる施設管理を推進します。

■主な取組

(ア) 公民館・図書館・博物館の整備推進

- 公民館・図書館・博物館の適切な施設管理と計画的な修繕や改修を進め、誰もが快適に利用できる施設運営に努めます。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

スポーツ・レクリエーション



目指す姿

スポーツ・レクリエーション施設、事業が充実し、新たな指導者が育ち、市民がいつでもどこでも気軽にスポーツ・レクリエーションに親しめるまちを目指します。

基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進

現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動は、市民の健康づくりや交流の場として重要な役割を果たしています。

本市では、市民スポーツ教室や指定管理者による教室などを開催し、市民がスポーツを行うきっかけづくりに取り組んでいるところですが、より積極的な広報や種目・開催方法等の見直しが必要です。

こどもたちが将来にわたって、スポーツ活動に親しむ機会を確保するため、学校と地域が連携したスポーツクラブ活動に向けた支援が必要です。

施策

- 1 推進体制の充実
- 2 活動情報の提供の充実
- 3 スポーツ事業の充実
- 4 豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進】

施策 1

推進体制の充実

■施策の方向性

(ア) 市民の誰もが、いつでも、どこでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、スポーツ関係団体や大学、学校といった教育機関、民間企業などと連携し、健康で豊かな生活ができるようスポーツ・レクリエーションの推進を図ります。

■主な取組

(ア) 地域全体での推進体制の整備

- 多くの市民に対しスポーツの機会を提供するため、市民スポーツ大会やロードレース大会等のイベントを開催します。
- スポーツ協会等の団体に補助金を交付し、運営をサポートするとともに、各種競技団体と連携して市民総合スポーツ大会などの事業を行います。
- 各種競技大会などに参加する選手に対し、出場経費の一部を補助することにより、市民・団体のスポーツ活動を支援し、スポーツの振興を図ります。
- 多くの市民がレクリエーションに触れられるよう、レクリエーション協会と連携し、レクリエーションの集いの開催を支援するとともに各種事業を推進していきます。
- 市民スポーツ大会などの行事に大学や民間企業と連携し、トップアスリートと触れ合える機会を創出することにより、市民スポーツの推進を図ります。

施策 2

活動情報の提供の充実

■施策の方向性

(ア) 広報紙、ホームページのほか、SNSなど多様な伝達手段を活用した分かりやすい情報発信に努めます。

■主な取組

(ア) スポーツ活動情報の提供の充実

- 誰もがスポーツ・レクリエーションに関する情報を容易に入手することができるよう生涯学習ガイドブックの発行を行うとともに、広報あさか、朝霞市ホームページの他、生涯学習・スポーツ課公式Xなど様々な情報ツールを活用し、情報提供の充実を図っていきます。

第2章 施策の展開

【基本目標9 スポーツ・レクリエーション活動の推進】

施策 3

スポーツ事業の充実

■施策の方向性

(ア) スポーツ団体、スポーツ施設利用者等、スポーツする方の声を参考とし、多くの市民がスポーツに親しむ機会となるよう、スポーツ事業の充実を図ります。

■主な取組

(ア) スポーツ行事の充実

- 一人でも多くの市民がスポーツに親しむ機会が増えるよう、利用者などの声や事業参加者へのアンケート等を参考に、各スポーツ施設を管理・運営する指定管理者やスポーツ協会所属の各種競技団体と連携し、市民スポーツ大会や市民スポーツ教室などの各種事業を実施します。

施策 4

豊かな地域スポーツ活動に向けた団体、指導者の育成・支援

■施策の方向性

- (ア) あらゆる世代が地域のスポーツ活動に参加できるように、学校・地域および関係団体と連携して活動の指導者の育成、支援を図るとともに、団体の活動を充実させるための取組を進めます。
- (イ) 学校・家庭・地域、さまざまな団体との連携による人材の活用を推進します。

■主な取組

(ア) スポーツ団体への支援の充実

- スポーツ指導者の資質向上を図るため、研修会や講習会等への参加の機会を提供するとともに、各団体が自主的でつながりのある活動が行えるよう支援します。
- (イ) 地域におけるスポーツの機会を提供する人材の活用
- こどもたちが地域でスポーツに継続して楽しむことができる機会を確保するため、スポーツ団体等の人材の活用を図ります。

基本目標 10 利用しやすい施設の提供

現状と課題

安全・快適で利用しやすい施設となるよう、老朽化施設の計画的な長寿命化改修を進めるとともに、定期的な点検による適切な維持管理が必要です。

施 策

- 1 利用しやすい施設の整備
- 2 利用しやすい施設の運営

写真・イラスト等

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標10 利用しやすい施設の提供】

施策 1

利用しやすい施設の整備

■施策の方向性

- (ア) スポーツ施設の修繕や大規模改修を計画的に進めるとともに、ユニバーサルデザインなど、誰でも安心して利用できる施設づくりを推進します。

■主な取組

(ア) スポーツ施設の整備推進

- 快適で安全な利用環境を提供するため、定期的なメンテナンスとともに、必要に応じた改修及び修繕を行います。また、朝霞市公共施設等マネジメント実施計画に基づき、老朽化への対応やバリアフリー化などに努めます。

施策 2

利用しやすい施設の運営

■施策の方向性

- (ア) スポーツ施設の管理運営については、予約管理システムの適切な運用と利用者の声を反映した施設運営を行うとともに、管理体制の効率化や計画的な維持管理に努めます。

■主な取組

(ア) スポーツ施設の利用促進

- 市民が健康で豊かにいつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に参加できる環境を提供し、各スポーツ施設を管理・運営する指定管理者と連携した運営に努めます。
- スポーツ施設の予約がいつでも可能な予約管理システムを適切に運用するとともにキャッシュレス決済を導入し、利用者の更なる利便性を図ります。

第2章 施策の展開

地域文化



目指す姿

市民が芸術文化活動の成果を発表できる場と機会が確保され、さまざまな芸術文化にふれあうことができるとともに、「彩夏祭」などの地域イベントが市民の手で継続して開催され、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や誇りを持てるまちを目指します。

基本目標 11 歴史や伝統の保護・活用

現状と課題

地域の歴史や文化財について身近に接する機会が増え、次世代に地域文化が歴史や伝統とともに継承され、郷土に対する愛着や文化財保護の理解と認識を深めていく必要があります。

学校との密接な連携により、こどもたちが郷土の歴史や文化を学ぶ機会を広げていくとともに、資料のデジタルアーカイブ化を促進し、ユニバーサルな視点で市民のニーズに対応していく必要があります。

施策

- 1 文化財の保護・活用・伝承支援
- 2 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開
- 3 小・中学校等と連携した学習活動

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標 1 1 歴史や伝統の保護・活用】

施策 1

文化財の保護・活用・伝承支援

■施策の方向性

- (ア) 重要文化財旧高橋家住宅をはじめ、市内に残されているさまざまな文化財を後世に伝えていくため、維持管理や修繕、保存環境の整備などを行っていきます。
- (イ) 根岸野謡、溝沼獅子舞などの伝統芸能については、その伝承が絶えることがないように、様々な支援を行っていきます。

■主な取組

(ア) 文化財の保護・活用

- 市内の埋蔵文化財や有形文化財に関する調査を行い、その保護・PRに努めます。また、国指定重要文化財「旧高橋家住宅」や県指定文化財「柊塚古墳」などの文化財の活用を通じて、文化財が市民共有の財産であるという意識を醸成します。

(イ) 郷土芸能の保護・活用・伝承支援

- 郷土芸能に関する広報活動を促進するとともに、発表の場を充実し、市民の関心を高めながら、後継者の奨励及び育成に努めます。

施策 2

地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

■施策の方向性

- (ア) 市民の学習ニーズに応えるため、地域に残された資料について専門的、科学的に研究を行い、その成果について、デジタルアーカイブ化を見据えつつ、展示や講座で提供していきます。また、調査成果を刊行物にし、継続的に研究成果が使用できるように努めていきます。

■主な取組

(ア) 地域資料の専門的調査研究とその成果の展示・公開

- 専門職である学芸員有資格者等による地域の専門的な調査研究を行い、その成果を展示や講座で提供し、市民が基礎から応用まで幅広く学習できる体制を整えます。また、調査の過程で生じるさまざまな関係性を生かし、大学や各研究機関とのつながりを確保し、より専門性の高い情報へのアクセスを確保できるよう努めます。学芸員資格にかかわらず、職員の研修に力を入れ、情報発信の質の向上を目指します。

第2章 施策の展開

【基本目標 1 1 歴史や伝統の保護・活用】

施策 3 小・中学校等と連携した学習活動

■施策の方向性

(ア) 小・中学校等が、来館や調べ学習の場として博物館を利用するなど、学校教育の中の様々な場面で博物館や埋蔵文化財センターを利用してもらうことで、より豊かに郷土の歴史、文化を学習することができるよう、博物館と学校教育の連携を図っていきます。

■主な取組

(ア) 小・中学校等と連携した伝統と文化を尊重する学習活動の推進

- 各学校が博物館や埋蔵文化財センターを利用しやすいよう、博物館利用検討委員会の場を活用し、学校と両施設の情報交換に努めるとともに、地域の歴史を身近に感じることができるよう、埋蔵文化財の各学校への展示を進めます。
また、博物館と学校が連携して取り組む博学連携事業等を通じて、我が国や郷土の伝統と文化を尊重し、理解を深める学習を推進します。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

基本目標 12 芸術文化の振興

現状と課題

市民の芸術活動は、市民のニーズが団体活動に反映され、活発に活動する団体がある中で、高齢化が進み活動が続かなくなる団体も出てきており、次世代への伝承や後継者の育成を図ることが課題となっています。

さまざまな分野の文化活動を発信し、市民が伝統・芸術文化に触れ、体験する機会の充実を図っていく必要があります。

施 策

- 1 芸術文化の活動の充実支援
- 2 発表と鑑賞の機会の充実支援

写真・イラスト等

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標1 2 芸術文化の振興】

施策 1 芸術文化の活動の充実支援**■施策の方向性**

- (ア) 各芸術文化団体やグループ等と協働し、市民とともに参加しやすい文化事業を開催します。
- (イ) 芸術文化の継承に必要な次世代の担い手育成に努め、芸術文化事業を通して、多くの市民が心豊かで暮らしやすいまちを目指します。

■主な取組

(ア) 芸術と文化に触れ合えるまちづくりに向けた学習の支援

- 市民の連帯感や郷土愛の醸成、まちに対する誇りを感じられるよう、芸術・文化に関するイベントや、地域固有の歴史や文化を学び・感じることでできるイベントを実施し、市民が誇れる地域文化を積極的に発信し、より豊かな文化の創造に努めます。

(イ) 芸術文化活動の充実支援

- 各団体や市民が行う自主的な芸術文化活動を通して豊かで暮らしやすいまちづくりとともに、芸術文化の継承に必要な若い世代の担い手を育成し、誰もが活躍できる場の支援に努めます。

施策 2 発表と鑑賞の機会の充実支援**■施策の方向性**

- (ア) 文化祭を通して、参加する市民が異世代交流を図ることで、地域コミュニティの活性化にもつながることから、こどもから地域の学生、高齢者、また障害者等全ての方が参加できる文化事業を開催します。
- (イ) 市民作家や芸術団体、芸術支援団体等と協働し、市民が気軽に芸術に触れる機会となる芸術作品の展示事業を実施します。

■主な取組

(ア) 発表と鑑賞の機会の充実支援

- 文化祭の充実や文化行事への市民参加の促進により、市民が活動の成果を発表する機会の多様化、発表内容の充実を支援するとともに、市民がより身近で優れた芸術文化に親しめるよう、鑑賞機会の提供に努めます。

第2章 施策の展開

【基本目標12 芸術文化の振興】

(イ) 芸術作品の展示事業の実施

- 市民作家の創作活動の成果である「朝霞市県展作品展」や、市内において芸術家の支援を行う丸沼芸術の森との共催展示「丸沼芸術の森コレクション展」など、市民が身近に作品に触れることができるよう、博物館において、芸術作品の展示事業を実施します。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

人権・多様性の尊重



目指す姿

年齢や性別、国籍などに関わりなく基本的人権を互いに尊重し、認め合い、その人らしく生きていくことができる差別のない明るいまちを目指します。

基本目標 13

人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援

現状と課題

社会環境の変化に伴い、いじめや児童虐待、インターネットにおける人権侵害など、人権問題は多様化、複雑化しています。

多様な性やこどもの人権など、変化する人権課題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めていただくため、引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

施 策

- 1 学校教育における人権教育の推進
- 2 社会教育における人権教育の推進

第2章 施策の展開

【基本目標13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援】

施策 1

学校教育における人権教育の推進

■施策の方向性

- (ア) 教育活動全体を通して、こどもたちが発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、豊かな人権感覚を育成できるようにします。
- (イ) 関係各課や関係機関と連携しながら、多様な人権課題に対応した教育を推進します。

■主な取組

(ア) 教育活動全体を通じた取組の推進

- 人権作文や人権標語に取り組み、校内での掲示や集会での発表を通して、こどもたち自身が様々な人権課題を身近に感じることでできる教育を進めます。
- 道徳をはじめとする学校教育全体の指導を通して、人権教育の充実を図ります。
- 人権の花運動に参加し、人権擁護委員の講話から学ぶとともに、協力することの大切さや感謝の気持ちを体得します。
- 多様な人権課題に関する映像資料を活用し、発達段階に応じた人権感覚を養います。
- こどもたちの作品による人権文集「たいよう」を活用し、読後の意見交流などを通して身の回りの人権課題に目を向け、自分事としてとらえることができるようにします。

(イ) 多様な人権課題に対応した教育

- 庁内の関係課や諸機関と連携を深め、積極的な外部講師等の活用により、現代社会における様々な人権課題に対応する教育を推進します。

写真・イラスト等

写真・イラスト等

第2章 施策の展開

【基本目標13 人権教育・啓発活動・問題解決に向けた支援】

施策 2

社会教育における人権教育の推進

■施策の方向性

(ア) 社会環境の変化に伴い、インターネットによる人権侵害など人権問題は多様化、複雑化しています。変化する人権問題の解決に向けて対応していくとともに、市民一人一人が人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため引き続き人権教育・人権啓発を推進する必要があります。

■主な取組

(ア) 人権教育研修会・講演会・講座の開催

- 人権尊重意識の高揚と様々な人権問題についての正しい理解や認識を深めるための研修会や講演会、講座などの学習機会の提供に努めます。
また、学校・家庭・地域と連携して、多様な人権課題をテーマに人権教育に取り組めます。

写真・イラスト等

写真・イラスト等